

「美し海水産ビジョン（仮称）」作成委託業務 仕様書

1 業務名

「美し海水産ビジョン（仮称）」作成委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

本業務では、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画（令和7年3月策定）」（以下「基本計画」という。）策定後の自然環境や社会経済情勢の変化や三重県議会の「豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会」の提言（以下「提言」という。）、第44回全国豊かな海づくり大会のレガシー（以下「レガシー」という。）などを踏まえ、基本計画を県民へわかりやすく発信していくための冊子「美し海水産ビジョン（仮称）」（以下「冊子」という。）を作成することを目的とする。

<参考 URL>

基本計画参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001183807.pdf>

提言参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001246327.pdf>

レガシー参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001248988.pdf>

4 業務の内容

（1）「美し海水産ビジョン（仮称）」の作成業務

次の（ア）から（ウ）までを踏まえ、冊子のデータを作成すること。

作成にあたっては、受注者から発注者へ内容を発案し、承認を受けるものとする。

なお、使用する図や写真等の素材について、発注者が所有する物は提供するが、それ以外の物については、発注者と協議のうえ、受注者が用意すること。

（ア）規格

- ・完成サイズ：A4判（A3判二つ折りも可）、フルカラー

（イ）内容イメージ

次の章立てに基づき内容を参考に簡潔にまとめ、適切な表題を付けること。

第1章 （三重県の漁業の概要）

第2章 （知事等と漁業者との意見交換会の模様）

第3章 （基本計画を踏まえた行政展開方向）

<頁数の目安>

- ・ 合計 20 頁程度。
- ・ 各章、同程度のボリュームとすること。

(ウ) コンセプト

行政の展開方針である基本計画に触れる機会の少ない一般県民に対して発信していくものであるため、次の点を踏まえることとする。

- ・ 県民にわかりやすく発信していくため、図や写真をふんだんに利用し、文章は平易な言葉を使用すること。
- ・ 基本計画策定後に発生した、自然環境や社会経済情勢の変化や、提言・レガシーを踏まえ、基本計画の内容を補って作成すること。
- ・ 知事等と漁業者との意見交換会の取材内容を盛り込むこと。
- ・ 情報を単に羅列するのではなく、県民が気軽に手に取ってみたいくなるように、デザイン、フレーズ及び構成等を工夫すること。

(2) 知事等と漁業者との意見交換会の取材

発注者において開催する意見交換会の取材を行い、冊子へ反映すること。

(ア) 場所 県内5か所を予定

- (イ) 業務内容 現地での写真撮影（知事や漁業者の表情が伝わる写真等）
発言内容の要約・ライティング
各会場での参加者の「想い」を伝えるキャッチコピーの作成、配置

5 成果物

(1) 成果物

本業務の成果物として、冊子のデータを作成し、PDFファイル（そのまま印刷発注が可能なデータ形式であること。）として提出すること。

(2) 成果物の提出期限

令和9年2月26日（金）

6 適正な業務実施に関する事項等

(1) 守秘義務及び資料転用の禁止

受注者は、業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報の取り扱い

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

(3) 事故等が発生した場合の取扱い

受注者は、業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理が発生した場合、また、これらにより、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

①受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県農林水産部漁政課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部漁政課と協議を行うこと。

②契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5) 信用失墜行為の禁止

受注者は、業務の実施に当たり、その関係者と利害関係を持つ等、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 危機管理

受注者は、本業務の遂行中に事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければならない。

(7) 契約に係る違反

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合については、発注者との協議で決定することとする。
- (2) 業務については、契約金額の範囲内で行うものとし、業務の実施に真に必要なものに使用するものとする。
- (3) 本業務において撮影した県産品等（生産者、製造業者等の人物及び水産物や加工品、料理等県産水産物を使用したもの全て）の画像データ及び制作した各デザインデータ等業務の成果に関する著作権を含む権利については、三重県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質の電子データとしてCD-R等に保存する等の方法で、三重県農林水産部漁政課に納品するものとする。また、本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

なお、人物の撮影では被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で活用する可能性があること」について、受注者の責任で書面同意を得ること。
- (4) 本委託業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

また、業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受け取る窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。